【事例４】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
平成 29 年１月１日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 20 歳以上ですので、相続時精算課税（注）を選択して申告します。
（注）制度の概要については、４ページを参照してください。

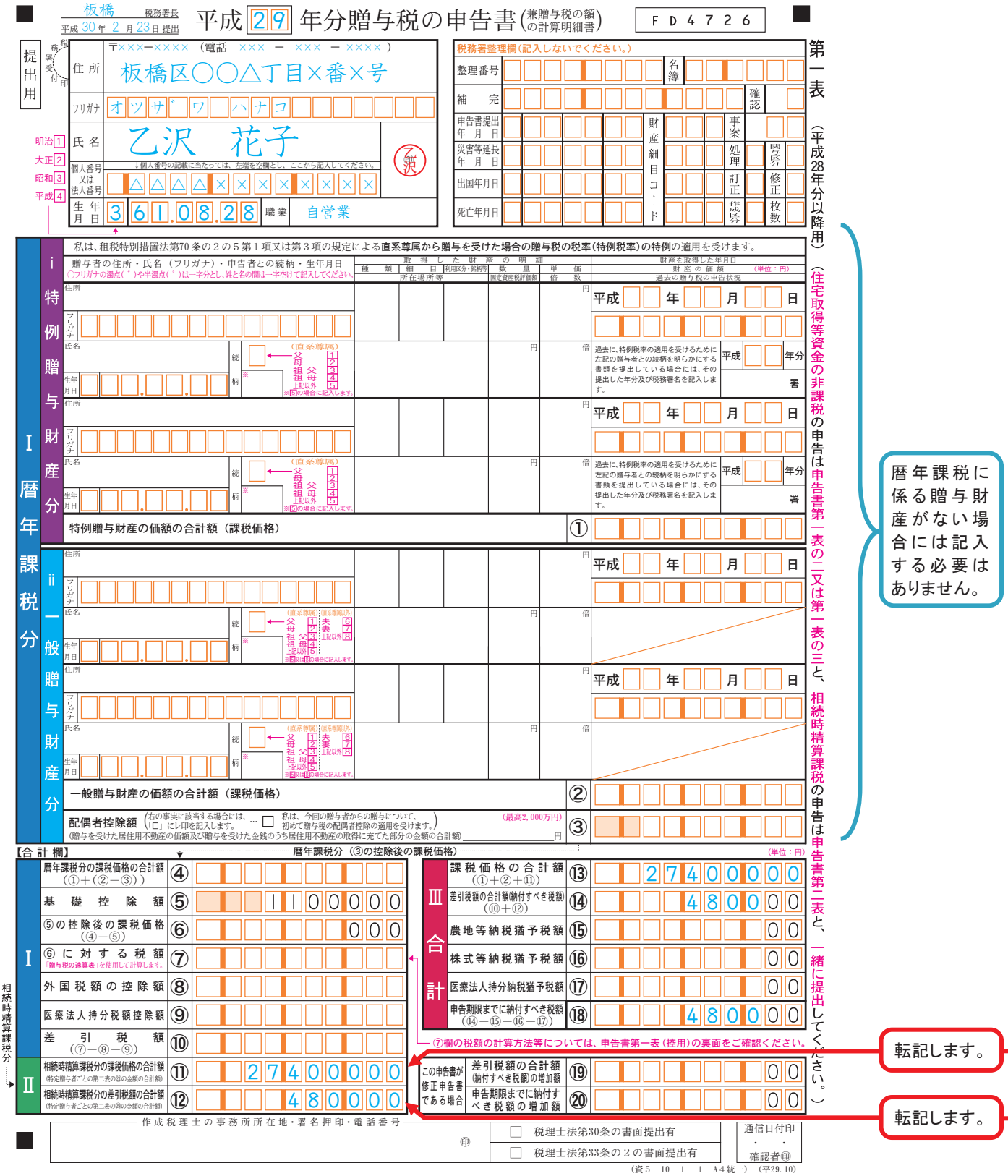

○　新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（89ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（67ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例4

F D 4 7 3 4

平成 29 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成27年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

税務署受付印

受贈者の氏名　乙沢　花子

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による **相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

相続時精算	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日（○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。）	左の特定贈与者から取得した財産の明細：種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産を取得した年月日
		所在場所等			固定資産税評価額	倍数	財産の価額
	住所：豊島区〇〇△丁目△番△号	土地	宅地	自用地	86.50㎡	300,000 円	平成 29 年 07 月 07 日
		板橋区〇〇△丁目×番				円 倍	25950000
	フリガナ：オツサ゛ワ ヨウコ　氏名：乙沢　陽子	有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	5,000株	290 円	平成 29 年 10 月 12 日
		千代田区〇〇町×丁目×番×号△△証券△△支店				円 倍	1450000
	続柄：4（父1、母2、祖父3、祖母4、1～4以外5）※5の場合に記入します。					円	平成　年　月　日
	生年月日：3　10.01.10（明治1、大正2、昭和3、平成4）					円 倍	

算課税分			
	財産の価額の合計額（課税価格）	㉑	2740000
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉒	0
	特別控除額の残額（2,500万円－㉒）	㉓	2500000
	特別控除額（㉑の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉔	2500000
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉒－㉔）	㉕	0
税額の計算	㉔の控除後の課税価格（㉑－㉔）【1,000円未満切捨て】	㉖	2400000
	㉖に対する税額（㉖×20%）	㉗	480000
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉘	
	差引税額（㉗－㉘）	㉙	480000

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

＊	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	－
		財産細目コード	確認		

＊欄には記入しないでください。

（資５－10－２－１－Ａ４統一）（平29.10）

（平成28年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

税務署受付用

平成 30 年 2 月 23 日

板橋 税務署長

受贈者	住所又は居所	〒xxx-xxxx電話（ xxx － xxx － xxxx ） 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ　ハナコ
	氏名（生年月日）	乙沢　花子　㊞ （大・昭・平　61　年　8　月　28　日）
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から平成 29 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ　ヨウコ
氏名	乙沢　陽子
生年月日	明・大・昭・平　10　年　1　月　10　日

2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成　　年　　月　　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3　添付書類

次の（１）～（４）の全ての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）☑　**受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
　①　受贈者の氏名、生年月日
　②　受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること

（２）☑　**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
　（注）　受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、（２）の書類の添付を要しません。

（３）☑　**特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
　（注）１　添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。
　　２　（１）の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、（３）の書類の添付を要しません。

（４）☑　**特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
　（注）１　租税特別措置法第 70 条の３（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））の適用を受ける場合には、「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
　　２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後（租税特別措置法第70条の３の適用を受ける場合を除きます。）又は平成15年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認

※欄には記入しないでください。　　（資５－４２－Ａ４統一）　（平29.10）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

平成29年中に特定贈与者（6ページの３（注２）参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。

平成 29 年分　相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 29 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和 32 年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
2	あなたは、平成９年１月２日以前に生まれた人ですか。	は　い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の**直系卑属（子や孫など）である推定相続人**又は**孫**ですか。	は　い	いいえ

（注）　住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 32 年１月３日以後に生まれた人の場合には、「平成 29 年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート（47ページ又は49ページ参照）を使用してください。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（67ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（５ページの(ﾛ)の(注2) 参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

次の表の１から４までの書類は、**贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

	添　付　書　類
1	**受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類 ①　受贈者の氏名、生年月日 ②　受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること
2	**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） （注）受贈者が平成７年１月３日以後に生まれた人である場合には、２の書類を提出する必要はありません。
3	**贈与者の住民票の写し**その他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1　添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2　上記１の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、３の書類を提出する必要はありません。
4	**贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、贈与者が 60 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） (注)1「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(67ページ参照) の適用を受ける場合には、「贈与者の平成15年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2　上記３の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 60 歳に達した時以後（「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年１月１日以後、贈与者の住所に変更がないときは、４の書類を提出する必要はありません。

（注）　受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

Ｑ＆Ａ　不動産取得税はかかりますか。

問：　相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答：　贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。

Ｑ＆Ａ　相続時精算課税選択届出書を作成する必要がありますか。

問：　私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答：　祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。